

第2回豊岡市障害者福祉計画策定委員会議事録

●日 時 平成28年3月23日（水） 午後1時30分～3時10分

●場 所 豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

●出席者 西池委員長 宮下副委員長
田垣委員 浜上委員 木瀬委員 中井委員
戸田委員 大垣委員 齋藤委員 和田委員
谷委員 中江委員 今井委員 衣川委員
井上委員 柳委員

●欠席者 谷垣委員 瀬崎委員

●次 第 1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

（1）豊岡市障害者福祉計画の進捗状況について資料1

（2）平成27年度 第4期豊岡市障害福祉計画進捗状況について資料2

4. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

(委員長)

(健康福祉部長)

委員長

それでは、協議事項に入っていきたいと思います。先ほど申し忘れましたが、委員会としては一応これで最後の委員会という形になります。来年度は、先ほどありましたように障害者福祉計画の策定ということで、新たに継続の方もありますし、入れ替わりもあると思いますが、当面のこの委員会につきましては最終になりますので、その点も抑えていただきながらまたご意見いただきたいと思います。

それでは、協議事項 1 豊岡市障害者福祉計画の各事業実績及び来年度事業計画について、事務局の方から説明を受けます。たくさんになりますので、1の「自己実現」できるまちづくり、それと2「人と人が支えあう」まちづくり、それと3「いつでもどこでも相談できる」まちづくりこの3項目までで一旦切っていただいて、質疑応答を入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは事務局お願いします。

3. 協議事項 (1) 豊岡市障害者福祉計画各課事業計画について

1. 「自己実現」できるまちづくり

2. 「人と人が支えあう」まちづくり

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

事務局

<説明>

委員長

ただ今、1項目2項目3項目の内容、特徴のあるところを掻い摘んで事務局の方から説明を受けました。それではまず全体の中での質疑応答ということで、各委員のみなさんからご意見ご質問をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

1点よろしいでしょうか。

先ほど冒頭でも気になっているところですけど、2ページに少し教員の資質向上等の研修ということで今回の障害者差別解消法等に、その中ではやはり合理的配慮というひとつの考え方が今後すべてにおいて理解されなければならないというか、これが今一番対応的には大事なところになってくるところですけど、ここで1点2ページのそこには出ているんですけど、他の各相談機関なり焦点を当ててそういった取り組みをしたということは、市の方としては今回の実績の中にはあるのでしょうか。

事務局

平成28年4月から始まる差別解消法に向けて、市の取り組みとしましては、3月25日発行の市広報の中で、差別解消法の施行に基づくものの内容と雇用促進法一部改正を併せて、市民の皆様の周知を図っていきたくております。併せて、市のホームページ等にも掲載をさせていただきまして、まずは市民の皆さんへの周知徹底を図っていきたくて考えております。来年度の

予定ではありますが、差別解消法に基づき、勉強、研修の機会を設けるといったことも検討をしております。

委員長

続いてですけど、市民への理解あるいは私たちもまだ十分に理解できていない内容ですので、みんなで研修していかないといけないんですけど、まずは市職員の方々、行政の方々へのこうした内容の周知なり、本当はどういうことなのかということが今ひとつわからないということがあると思うんですけども、その辺の何か動きというものはあるんでしょうか。

事務局

まずは市職員自身が差別解消法のことについて理解しないといけないとありますので、市職員を対象に、差別解消法の研修会を開催する予定にしております。

委員長

はい、ありがとうございます。

J 委員

医師会というのは、いろんな活動をしており、産業医というのうもやっておりまして、昨年暮れにメンタルヘルスチェックをしないと、各企業は労働者の精神の健康状態を把握して対策しないとという法律が既に施行されて、今年の11月くらいまでに精神のチェックをしないと。いろいろ各種講習を受けに行きますと、今一般社会で既に社会人として活動されている人たちの中で何パーセントかの人たちはもう精神にいくらか軽い障害があって、パニックの状態の仕事に就いてて、その仕事はなんとかこなしているけども、その非常に社会性、会社の中でも家の中でも窮屈な思いをして生活されている人たちが多分引っかかってくるだろうと。うつ病も去ることながら自閉症スペクトラムというような、こだわりがあって順応性に欠けた軽度の障害を持った人たちもたくさん今度引っかかってきてその対策をしていかないといけないというのが、私たちの活動の中ですけども、当然そうなってくると今ここで議論されている障害の方は重度の人たちが主に中心になるんですけども、幅広くこれから軽度の人たちも少しずつ関わって拾われてくるかたちになって、そういう人たちにちょっとサポートしてあげると十分社会生活を保てる人たちをどこで救っていったらいいのかなというのを何とかカフェとかも含めて、敷居を低くしていろんな人が出入りできるような施策に幅広く行政の方が対応してもらえたらいいのかなと私は個人的には思っているんですけども、そのあたり市の方には何かありますでしょうか。

委員長

はい、事務局何かありますか。

事務局

先ほどおっしゃいましたように、幅広くというところ非常に貴重なご意見いただいたと思っております。今後、来年度も障害者計画の策定というのでも入って参りますし、また今後いろいろな障害のある方、身体、知的、精神、発達いろんな方々がいらっしゃいますので、そういった方々からの意見を聞く機会などがあると思いますので、その中でそういったサポートというところについても何か考えていければと思っております。

J 委員

できたら各事業所のオーナーとも連携を取って事業所が十分働けるんだけど、扱いを少し考慮するだけで十分仕事が出来ていけるっていう人たちが

閉じこもりになってリタイアしていくと、仕事に行けないと。または、障害をよく理解していない同僚や上司から言葉の暴力、本人は言ったつもりがないが、がんばれと言われたために落ち込んでしまって仕事に行けなくなるといことが多々これから出てくるので、事業主に対する研修会も含めて、労働者にしっかり楽しく働いていただくためにも幅広く重度の人を雇う以上に軽症の人にも配慮してほしいという、そういう研修会を設けてもらったらいいかなと思いますが、よろしくお願いします。

A 委員

うちも産業医がいます、毎年産業医の相談希望しますかとチェックシートが届きます。J 委員がおっしゃってることは、いわゆる労働局の問題なのか広い意味での精神保健福祉施策の話であって、障害者手帳保持をしているような狭義の障害者施策の話では全くないと思います。J 委員のご質問の話とは、例えば労働局がそういうことをちゃんと対応していくとか、あるいは商工会議所がそういうことをきちんとやっていく、例えば診断（病名等）が軽く出ているのに、とりあえず仕事しているのに上司がほとんどパワハラみたいな例えばいわゆる日勤教育みたいなこととか、そういうことをどうやってしっかり防いでいくかという話であって、障害者基本計画にこの話をもろろ入れるのもいいですけども、もっとたぶんJ 委員は広い話をおっしゃてるのではないかと思います。

P 委員

基本的にメンタルって言いますが、基本的にストレスチェックのようなものをするようになります。実はこれ自身は全部結果について事業主にフィードバックするということではなくて、本人にそこで自己チェックであったり相談をとっているような形にはなるんですよね。だから自閉症の人がそういう風にかかるというわけではなく、確かに職場でストレスを感じている人たちが場合によってはそこで手を挙げてくれたりという話にはなるわけですが、確かこの制度が導入されるにあたって実はそういう形で障害者を炙り出してしまったり、そのことでそれが障害ですよ働きにくくなるような状況は避けるべきではないかというような議論とかはわりとあって、本当は支援のための仕組みだったのが、いつのまにかストレスチェックでチェック表で全部スクリーニングするようになっちゃって、労働衛生組合でも実は議論があって、ああいう形に落ち着いたのは個人的には如何なものかと思っている人間なんです。だから、あれがスタートした時にどういうふうに事業主側がどう考えるのか、それを障害者の問題として考えるのか、精神障害者と言ってしまうばそうですけど、精神保健としてどういうふうに考えるのかというのは、課題は課題なんです。では、それが市町村行政がやるかという話になると、これは労働行政がやっているレベルのところがやるというのが本当は適切な、市町村でそこまでやれというのはさすがにかわいそうと思っています。本当は障害者就労でいうと1から3で書いていただいていた、就労継続3ページから4ページに渡って、就労移行が21で就労継続Aが12で就労継続Bが235、この数字だけで僕自身はよく分かってないこともあ

りますけど、できるだけ障害のある人の就労継続Aという最低賃金が守られる形での就労の方が、一步間違えると時給 50 円とかそういう世界もわりとあって、それでも福祉就労だから仕方ない、精神の方もそうなんですけど、福祉就労だから仕方ない、そのあたりで就労も計画が制定される中で数と質の問題とかですね、当然就労移行は就労移行してどうだったというチェックをして見ていただけたらと思います。今、精神の方ではピアサポーターという精神障害者の方に就労の一つのパターンがあります。精神障害者は精神障害者の病院からの退院を支援する、時給 800 円を払うという最低賃金を保証しよう、そういう就労の仕方も本当はできるだけBよりもAが増えるべきだと思うんですけど、数を見てると非常に少なく、そのあたりが今後、働き方というか但馬のように高齢者が多くて、障害者でも比較的体が元気で若く働いてもらえる障害者の方にはできるだけ最低賃金が獲得できるような就労継続Aなどを広く考えれないかと思う。この数字よりはどう評価するかというのは、この横断的に今だけじゃなくて継続的にそういう方向で運営サイドはお考え頂いてるのかどうか、そういう施策的に誘導する仕組みが作れてるのかどうか心配しています。個別事案としては、ある就労支援を主としている事業所で私が指導させていただくところでは、あまりそういうモチベーションがなく、どちらかというとその事業所の運営のために比較的安い形でとか、就労継続Aをレベルダウンして、就労移行を止めてしまってBにしますと。障害者当事者のニーズとは関係なく、運営サイドのニーズで就労に関してされているところがあったりするので、今後市の方でも、ベクトルとしてはやはりできるだけ就労BからAに向かって、或いは就労移行に次の就労へと向いているのかどうかを横断的に数字だけではなくて、見て頂いたりその評価を今後していただいたら嬉しく思います。

委員長

話がちょっと2点に分かれましたけど、まずJ委員からのご指摘これは障害者、障害者手帳等、狭義での障害以上に一般就労されている一般市民の中からの医師会からのメンタルチェック等で出てくる現代社会的な問題ですけど、それも含めて今回の福祉計画もすべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりというのが、当市の障害福祉計画の総合テーマということからすれば、幅広いそうした埋もれた障害福祉の人たちも含めての対策ということですけど、それはご提案ということでよろしいでしょうか。先ほど言いました合理的配慮等、企業、一般社会への働きかけに関わる問題だと思います。誰もが障害になる可能性、或いは生きにくさというのはこの障害者だけでなく合理的配慮を徹底することによって地域が作られる。その流れで捉えてこれから考えていこうということでもよろしいでしょうか。

それから、就労の問題でP委員から今計画実績の中でご指摘いただいております。就労支援等がこの作業所内での就労に留まる傾向、ちょうど4ページの一番上、上段にある、この辺りの傾向の解消ができないだろうか。一般就労的なA型への移行の方向性をきちっともっているかということだと思います。

ます。

N委員

先ほどのJ委員の話とも関連してくると思ってます。うちのセンターの方にも手帳をお持ちの方だけではなくて、軽度の発達があるんじゃないかという方が会社でつまづいてやって来られる方がおられて、でも精神科の先生に聞いても手帳を取れるレベルではないという方がおられます。そういう方々の行き場がやはりないということ。B型とか地域活動支援センターとなると、ちょっと物足りないというか、なのでそういうところを見学してもなかなかそこには行かないというケースもあります。これは豊岡ではなくて、新温泉とか、香美町とかそういった過疎地域に非常に多いかなと。そのまま何十年も引きこもってしまうというケースが多々あると思います。

それから、A型の12名、B型の235名この辺の数字が妥当なのかどうかということについては、もう少しA型の事業所が多くあればいいなと思いますが、実は都市部ではかなりA型の事業所が増えておりまして、それも企業を中心、企業が主体となってやっているA型、これがどうも実態がないというようなケースが非常に増えてると聞いております。中には折り鶴を折って、お金をもらえるようなところがある。明らかに助成金目当ての企業というところがあって、他の圏域の同じような障害者就業・生活支援センターからもA型の指定申請についてはもっと厳しくした方がいいのではという、どういふことで授産の収益を上げているかというところまで踏み込んで審査すべきではないかという話も出ております。

それからB型についてですけれども、B型を利用されている方の年齢層がかなり幅が広いという問題もあると思います。支援学校を出られてこれから就職を目指して訓練される方もいれば、うちの方にも時々相談に来られますが、65歳を過ぎてから働きたいと言っておられるような方、そういった方々が混在しています。そうすると、かたや訓練に向けて働くようにしていく、もう片方はそうじゃなくて、その方の生きがいとして、そのために働いておられる方もおられると思いますので、B型というか新たに高齢者のC型みたいなそんな事業がいるのかなと感じております。

それから、県レベルの方の会議の中で出てきたのが、知的障害者の更生相談所の方から、就労移行の在り方に関わり保護者の方からも家族の方からも苦情が多く入っているという話も聞いております。就労移行に行ったのはいいが、何の支援もしてもらえず同じ系列のB型に行ってしまうというケースが増えていて、就労移行に行けば就職できると思ったのに、何の支援もしてもらえないというそんな相談が増えてるということも聞いております。

委員長

県の動向についてのN委員からのご意見です。

事務局

事務局、豊岡の今のこの実績について何かコメントがございますか。

就労系のサービスにつきましては、先ほども委員からご意見ありましたように、B型の年齢層がだんだん高齢化といたしますか、高齢の方も利用されるということは確かにあろうかと思います。実際、高齢になられて障害福祉サ

ービスを使っていただくことについては、本人さんの働きたいという意欲を聞き取っていく必要があるだろうとは感じております。

A型につきましては、まだ豊岡市内の事業所が少ないというところもありまして、利用者も伸びていないような状況であります。またそういった就労系のところにつきましても、まだ課題とかあるかと思しますので、そういったところも整理しながら今後どういうふうに進めていいのかということは検討していきたいと思っております。

副委員長

サービス提供事業所を運営している立場から言うと、かつて自立支援法がスタートした時は、区分で利用が限定されてたというところがあって、特別支援学校を卒業する時に、区分3以上なければ生活介護事業が使えないし、ダイレクトに就労継続支援B型は使えなかったのも、その就労に対するスキルを見極める期間としての移行事業の利用ということで、限定2年間ですけど延長1年ありという中で、行けば就労できるという状況だけではなくて、この2年間の中でスキルを付けてどう見極めていくというかたちでのサービス提供の始まりでした。そこに不合理性であったり不公平性さがあって、実際には見直しをかけて直Bですぐに移行事業を使うのではなくて、B型で力をつけて更にそのあと希望があったりチャンスがあったら移行事業を使っていくという、就労に繋げていくようなかたちになってきましたので、今までの移行事業の支援内容とまた違ってくるのかなと思っています。それと、P委員からご指摘があった、時給50円にも満たない、今豊岡市で言うと平均どのくらいかは分かりませんが、全国的にみてもまだ月3,000円というような数字が生きてるのが実態です。A型がもっと増えるということはニーズとしてはあると思うんですが、やはりそこで最賃保証をしていくとなるとどんな仕事をそこでしていくのかというあたりで、障害分野だけでは解決できない部分があるのではと思ってます。

委員長

D委員

はい、大変大きな問題ではあると思います。

うちも同じように就労系、以前は移行の事業もやっておりましたが、早い時期にこの事業は止めております。と言いますのは、ある程度の障害のある方の就労というのがほんとに困難であるという現実がかなり見られて、その中でずっと移行の事業に利用者さんに来ていただいたの支援というよりは、B型の事業で国としても就労支援に力を入れて、できれば納税者にといいぐらい高いところまでいって、そうするとB型からA型で一般就労でということなんですけども、まずはB型で工賃アップをどれだけ図れるのか、純粋に福祉事業の中でやっている中で工賃アップを図るというのはなかなか至難の業で、結局自分たちで商売をしなければならない、一般の企業さんが経営するのに四苦八苦する中で、就労B型で商売を成り立たせて利用者さんにたくさん工賃を少しでも支払っていく。では、A型はどうなのかというと、雇用型ですからもう民間の企業ですよね。商売を成り立たさないと障害持っている方たちに賃金が払えないんです。それは、福祉からスタートした福祉事業

所が果たして手が届くところなんだろうかという。近隣他府県でも阪神間でもA型が増えてきてるというのは正に企業さんですね。企業がもともとA型事業を始めるという。もともと製菓製パンの工場の方がA型の事業をされて、スイーツ甲子園に出店される。もともとプロのお菓子屋さんじゃないですかと。企業さんもいろんな生き残りを考えられるのか、福祉の給付費も入れてももとの従業員さんを指導員さんにされたりして、指導員さんには、あなたたちの賃金は公費から来てるんだから障害持ってる人をもっとちゃんと働かせなさいよみたいなことになっているみたいです。

委員長

20 年来その報告でいろいろと試行錯誤の中でのご意見で、今回すぐにごうということがなかなか見いだせない方向ではありますけど、やはり次年度の計画におきましてこういった就労、一般就労ないしは障害者の就労についてより今日頂いた意見等を踏まえて、内容を進めていけるような議論があればということではよろしいでしょうか。

それでは、先の 18 ページから 4 の「地域で生活できる」まちづくりと、5 の「安全で安心して暮らせる」まちづくり、この項目につきまして事務局から説明お願いいたします。

3. 協議事項

(1) 豊岡市障害者福祉計画各課事業計画について

4. 「地域で生活できる」まちづくり

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

事務局

<説明>

委員長

あと 2 項目の説明をいただきました。委員の方からご意見ご質問ございませんでしょうか。

P 委員

21 ページの上から 3 段目の精神障害者の地域移行の支援と支給実績を 8 件上げていただいています。25 年度までは実績 0 でした。精神障害者の人たちをちゃんと地域移行する能力を実は今日 K 委員も来られていますけど、願いをして件数としては実際には月々の地域移行申請は 8 という数字を上げてもらっているの、1 年かけて 8 人退院させたら 8 人でいいんです。もっと今後も地域移行件数出てきますけど、実績を上げていただいているので、ご覧いただけたらということでございます。多分、全国でもこの市のレベルでこれだけ実績上げてる市はない可能性があります。日本一かもしれない。というふうに市も思っ下さいと言っています。

委員長

はい、ありがとうございます。地域移行、精神の社会参加、社会移行ということで実績が今回で具体的に出てということで、事務局の方、この件について何かありますか。

事務局

地域移行に関しましては、但馬で精神障害者の地域移行地域定着戦略会議というのを兵庫県主導でしていただいております。そういったところと連携しながら豊岡市の方で地域移行を本当に進めていける方をどんどん支援していくというところで、こちらの方とも連携は今後も図っていきたいと考えております。

委員長 はい、実績として具体的に今計画の中で上げられたということでございます。その他ございませんでしょうか。

D委員 重度の方の対応の豊岡病院の方で 27 年 3 月に短期入所を始めましたということで、23 ページです。今年度の事業実績のところに上がってるんですけども、ショートステイ、秋の会議の時に実利用は 0 件のような発表でしたが、その後の利用状況がどんな様子なのかということと、今後の見通し、まだ制約された中の利用、利用者さんの条件がかなりついてるのかなと思いますが、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 平成 27 年 3 月に豊岡病院のショートステイの指定を受けましたが、11 月の会議の段階ではまだ 0 件でした。その後の利用状況につきまして、平成 27 年 11 月から直近の 2 月までで、月に 1 件ずつのご利用ということで合計 4 件であります。今後につきましては、実際には日中だけの利用ではなく、夜間や宿泊というのが本来の短期入所の利用の仕方ということで、今後はそのあたりも豊岡病院と調整を図っていきながら検討を進めていきたいと考えております。

D委員 当初、豊岡病院の小児科で受診されている児童の利用ということでしたけど、そこは現状も変わらないですか。

事務局 豊岡病院の小児科に掛かっておられる方ということで、児童というと 16 歳未満ということで捉えられると思いますが、実際にはそれより年齢の上の方でも実は豊岡病院の小児の先生に掛かっておられる方も対象となりますので、先ほど 4 件利用があったとありましたけど、実際には成人の方であります。

委員長 はい、よろしいでしょうか。

D委員 重症心身の方、主には出石特別支援学校に通っておられる方がおられますけども、18 歳で卒業されます。その後の行き先というところがやはりかなり困難な状況で、直近卒業生の方も週 5 日学校に通われていたところが卒業と同時に無くなるという、何とかかろうじて 4 日通えることになるとか、やはり卒業後の受け入れ態勢としてはかなり厳しい状況が今後ずっと予想される場所なので、ゆっくり考えていると、学校に行っている間はまだ家族さんの支えがあったけど、卒業と共に益々支えがなくなってしまうという現状で、プラス学校以外がもともとの夕方であったり、土日祝夜間というところのサポート体制がほぼ皆無な状況なので、今ショートが泊りも無く、訪問看護もヘルパーも十分入れず家族のみで支えている現状がずっと続くので、何とかそこはかなり急ピッチで頑張りたいということは、10 年ぐらいずっと言ってます。

委員長 私も引っかかってたんですけど、障害者がそうした豊岡市の障害福祉の推進ということの目安として障害者も住みやすい状況が実践できているのかどうか、その一つの目安として転出者、障害を持った方でこの何らかの理由

で豊岡から転出、社会的移動というかそういうものがあつたのかどうか。或いは、今回も但東町で新しい支援ができてますけど、各市町村での移動みたいなもの、そういうものは今までチェックしてきたことはあつたでしてでしょうか。

事務局

そういったデータの分析といいますか、調査というのはしておりません。

A 委員

手帳台帳ベースでやるのか、住民票ベースでやるのかっていう議論も多分あると思うんですけど、手帳台帳と住民票が連動しているとは言っても実際少し乖離してるところがあるんですね、運用が。なので今委員長がおっしゃったのはコミュニティの方で、地方創生なんとか計画なんかで人口動態分析をしていますよね。そういうことの障害者バージョンみたいなことをしたことがあるのかという趣旨のご質問だと思うんですけど。

事務局

調査はしていません。

D 委員

数値のデータの療養介護の方の数字が、実績 27 年度の 19 と上がっています。療養介護事業所は、但馬内にはほぼないですが、この 19 と上がってるのは豊岡市に住民票を持っておられて、但馬以外に出ておられる方ということですか。

事務局

大半がそうです。以前の重症心身障害児施設に入所されてる方、この方が療養介護に移行されましたので、豊岡市以外の施設に入っておられる方が多いという状況です。

D 委員

19 名は全員が但馬外ですか。

事務局

八鹿病院がありますので、一部そちらを利用されてる方もいらっしゃると思います。

D 委員

大半は但馬外の施設に入所されてる方の数字なんですか。

事務局

そうです。

D 委員

学齢期の方の重症心身の方は、ほんとに増えておられて、出石特別支援学校の先生方も今後の卒業後のことが今から本当に心配だと。小学部の時から将来を見据えて本当に何をしていかなければならないんだろうということを学校の先生方も保護者の方も心配しておられて、いずれは但馬外に出て行くしかないというか、子どもを他所にやらなければしょうがないということなのかと、みなさん今からやむを得ず覚悟されています。医療ケアのいる方のショートステイを但馬外に、片道 2 時間かけて預けに行って、慣らすところまでとても利用ができない中で、将来の不安をずっと抱えられる状況が続いてるんです。

委員長

もし次の計画立てられるのであれば、そうした人口の動態、移動とかいうことを A 委員に研究していただいて。やはりその地域の誰もが暮らしやすい、或いは障害者がある意味でここに暮らしにくいから転出していくということは、目安としてはその福祉度の基準にはなると思います。やっぱり暮らしやすいところに人間は流れると思いますので、そこらの視点が持てないかなということです。

他に何かございますか。

P 委員

D 委員からも、就労支援の多様性の問題だと思うんですけど、企業の話もされてて、企業は就労継続Aに参入することもひとつの方法だし、そのこともありだと思います。なかなか但馬内で豊岡で難しいとすると、例えば障害者の生活支援とか高齢者の生活支援で、国がどちらかというとヘルパー資格のない人にも支援をしてもらうことを総合支援事業という形で高齢者に導入しているんです。その対人サービス部門に関して今後、まさに但馬の最大の課題の高齢化が進んで働き手がいないというわけですけど、今おっしゃてたように、但馬の中では、その物を作るとか、そういうことでお金を稼ごうとか無理だと。内職というようなコンセプトを捨ててしまっ、もちろんその人の障害の程度と本人さんの思いや希望があると思いますけど、対人サービス部門というのが今後地域では絶対必要です。だから支援の中でその中で知的障害でも誰かのアドバイスをもらいながら、身体生活支援ができるお掃除ができるとかをしてもらえる。いろんなそういうサービスをしてもらう人たちの仕事をそういうかたちで作っていったら、就労継続AであってBでも単価の高い方へシフトしていくという運営の仕方というか、企業戦略を変えていただかないと難しい。先ほどお話しした精神障害者が精神障害者を支援する仕組みというのは、精神障害者でないとできない仕事なので、単価としては今時給 800 円払っていますけど、もっと高く払えるんじゃないかというふうに考えてるんです。だから、障害のある方がこの地域の中でどのようなニーズ、地域社会資源としてのニーズに対応できるかというのを、ある意味では市もそういうビジネスモデルで成功しているところも紹介されたりとか、この中で何かこうある意味ではこういう仕事しかないのだと運営サイドの方が思い込まれてたりするんだったら、いろんな障害者でも可能性があると思うので、もちろんそれが向いてる人をセレクトしたらいいんですけど、本来の障害者自立支援法はサービスにその人を合わせるんじゃなくて、その人に向けたサービスを作り出すという発想だったはずなので、就労に関してもますがこれがありきではないかたちに発想の転換ができたらいいなと。これからも可能性があるんですけど、一部それが完全に成功したとは言えませんが精神障害者に関してはピアサポーターという仕事がわりと評価もできるし、就労として一番稼いでる人で1か月に4〜5万円、淡路だったら7万円くらい稼いでる人だっていますけど、仕事をどう対人サービスとしてどう作っていくかは可能性があるかと思って、市の高齢者施策や障害者施策を支える分野として比較的軽度の障害者になりますけど、単価の高いサービスを担ってくれるという絵も作れるんだろうと個人的には思っております。ぜひ、そういったブレイクスルーをしていただくと、B型で50円の世界でないものが作れる可能性があるとおっしゃってますけど、全国的にそういうようなので成功している事例なども、沖縄で見たりしたことあるんですけど、知的障害の人にもプライドを持って仕事していただく仕組みづくりというのが、精神障害

の人、すべての障害のある人、プライドを持って仕事してもらおう仕組みづくりがしてもらえたら嬉しく思います。次の計画でもこちらはいいんですけど。

A 委員

私は、普段大都市圏に住んでいますが、まず一つ目に多様性の話は全くその通りで、例えば城崎旅館組合と一緒に何かされてますよね。つまり何が言いたいかというと、豊岡市の本庁でいろんな審議会、いろんな研究者、或いは行政関係の方をお呼びしてやってる経済とか雇用の分析、広い意味でのお金の流れ、経済の流れの分析の話というところに福祉の話がどう乗っかるのかということなんです。これが実は、僕も結構議事録を一生懸命見てますし、議会のネット中継も実はかなり誰でも読んでるつもりなんですけど、その中でそういう議論が出てこないんです。人口動態分析の話に障害の話は出てこないですし、それを実際分析したところでどこまで結果が出るかということもあるかもしれませんが、例えば、経済の分析とか雇用の分析とかというときに、例えばよく市長がおっしゃっている、城崎の旅館業は、閑散期と繁忙期との差があって、ちょうどこの一番暇な時期に外国人の方がいっぱい来ると、そうするとちょうど年間通じてお客さんが絶え間なくいて、それが結果的に雇用につながると市のことを何度も何度も市長はおっしゃってると思うんですけど、それは例えなんですけど、それも含めて経済の分析のところにどうやって障害の話とか福祉の話を入れていくのかという話をしていないと、福祉の中に綴じててもブレイクスルーは起こらない、というのが一つ目。

二つ目に、最近あった厚労省の課長会議の資料で、農福連携という話があります。農業と福祉の連携とって、農業にも、耕作放棄地の話がありますから。但馬なんか正に農業の話は最も大きな課題でもありますし、そういうところにどうやって乗っていくのか、これまた福祉とは違う分野の話なんです。そういうのにどうやって乗っていくのかっていう話、この二つです。他分野等をいかにちゃんとやって福祉を盛り込むかという話と、もう一つは、調達推進法が施行されて何年か経ちます。あれは実質的にどうやって裾野を広げるか。例えば豊岡市が出資してる法人とか、いわゆる三セクと言われてるようなところ、もしくは、実質的な交付金何割以上かは市のお金で出ている場合、そこに例えば仕事をなるべく発注して下さいとか、公共事業入札の時に障害者のことで何かやってるところを優先するとかということをやっていた方が、と思うんです。後者の例は、大都市圏もやってます。公共事業で障害者をちゃんと雇ってるところの優先、ポイントを少し上げますみたいなことをやってますから、そういうのをやっぱり考えていくという手があります。聞いたところによると、新しくできる清掃センターで障害者雇用があるというふうに小耳に挟みました。そういう福祉だけに閉じこもらないことをやっていかないとブレイクスルーは起きないかなと思いました。

委員長

ちょうど私も新しいコミュニティの委員会なり地域福祉計画、今ちょうど新しく作ってるところでこれはもう長らくいろいろと話をしているところなんですけど、27 ページ、観光のこともございますけど、やはり他計画、福祉関

連計画にはやはりこの度ほんとに絶好の機会だというようなところ、合理的配慮、差別解消法が出る中で、他のところの地域づくりコミュニティづくりの中に老人福祉も当然ですけど、障害者がやはりそこで暮らしていけるコミュニティ、これをしっかりと豊岡が考えるかどうかでかなり変わると思うんです。その辺は各課の縦割りではない協議というものが今まで以上に必要なんだというところになってくると思うんですけども、前よりは大分話ができてきてるんでしょうか。コミュニティ関係の部局との障害福祉との連携なり、話し合いというのはかなり進んできているんでしょうか。

事務局

先程委員長の方からありました質問なんですけども、地域コミュニティ、確かに障害の方も含めてということで協議をしていく必要があるかと思いません。市の中でも一部そういった連携を図って協議をさせていただこうかと思うんですけども、まだまだこれからというところがあるかと思えます。貴重なご意見を十分、心に置きながら今後も進めていきたいと考えております。

副委員長

就労支援をする中で、すごく感じるのは、ほんとに障害者雇用に向けて積極的になってる分野が多いと思います。でも一つ危惧するのは、社会全体が人手不足というところで焦点を当てられたのが、障害のある人たちということの方が、今、先行してると感じてます。多分、国にしても各自治体にしてもそういうものがあるから差別解消法であったり合理的配慮がそこになれば、障害のある人たちの働く権利というのが認められていくのかと。このままただ人手不足だから障害のある人なら、この時間、清掃もできるし、こういう仕事もできるだろうしというような形で、決して安易ではないと思いますが、そちらだけの流れに行ってしまうようにいかなきゃいけないなと、すごく日々の就労支援の中で感じています。

委員長

それぞれのご意見、踏まえていただいて次にということで、その他何かございますでしょうか。

先にご質問という形で、ペーパーでいただいた方がありますので、説明、回答をお願いしますか。

事務局

事前に資料をお送りさせていただきまして、F 委員からご質問いただいております。質問に合わせて回答させていただきたいと思えます。

まず、1 ページの上から 3 段目です。質問の中で、来年度の事業計画で特別支援を要する児童の方について、一人でも該当児童があれば補助金を交付していただけないでしょうか、というご質問でした。それぞれ担当課に確認しておりますが、回答について、長時間児は保育園児になるんですけど、特別の支援を要する児童については、1 人からでも市の単独で補助が行われております。合わせまして、短時間児は幼稚園児なんですけども、こちらについては平成 27 年度から国の制度の多様な事業者の参入促進能力活用事業という国の事業に基づいて行っておりますので、長時間児も含めまして 2 人以上該当者がいないと補助を行うことができないということで回答させていただきます。

F 委員 単純に、特別の支援を要する児童が来られたら、一人でも、何らかの対応されたらいいなという単純な発想なんです。質問の意味は。だからいわゆる行財政制度の規則とか条例とかいろんなものの中で今はできないんだということなんですよ。

事務局 はい。そうです。

F 委員 はい、分かりました。

事務局 続きまして、3 ページの下から 3 段目です。総合的な相談支援体制の充実の中で、北但広域療育センターの相談員確保のための職員募集を行ったということですが、採用はされましたでしょうか、という質問が来ております。それにつきましては、平成 27 年 3 月末で相談支援専門員が 1 名減となっていますので、募集を行い今 1 名相談員として採用されているという状況です。その方は、精神保健福祉士の資格をお持ちです。

続きまして、4 ページ上から 3 段目です。1 番右側に臨時職員 1 名予算化済ということですが、就労機会を増やすという意味で報酬を下げてでも採用人数を 2 名から 3 名に増やすことはできないでしょうか、というご質問です。これにつきましては、精神障害の方の雇用については、社会福祉課で採用の枠組みというのを取り組んでおります。まだ、実習の受け入れを行ったところでありますので、時間を要するという状況です。今後、取り組みの状況を見極めた上で、雇用を行いたいと考えているんですけど、こういったご回答でよかったでしょうか。

F 委員 要するに、検討中で、人数を増やすことについては、これからの課題だと、そういうことですね。

事務局 そうです。一応ご質問では報酬を下げてでもということですが質問があったんですけれども、一応予算上は 1 名ということで、県の最低賃金の問題もございまして、それを下げてでもということでしたらなかなか難しいかと思います。

F 委員 はい、分かりました。

事務局 続きまして、6 ページ、1 番上の段、地域活動への参加促進ということで、来年度の事業計画については今のところ未定ということで掲載していますが、それにつきましては平成 27 年度から、運営主体の方が市から委員会ということで変更になっておりますので、事業実績に準じた事業計画が策定されるかどうか、また今後、それとも多少の変更ができるかどうか、現在のところ全く未定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして 18 ページの 2 段目の網掛けになってるところです。こちらは、昨年 11 月の第 1 回目の会議で、質問があったものです。成年後見等の申立てが必要な状況にある利用者について、経済的理由から申立てに至っていないというところがありますが、なぜ申請に至らなかったのか、ということで質問・意見があったと思います。その回答については、成年後見制度を利用するには申立て費用や後見報酬の支払いが必要となってきますが、金銭的に余裕のな

い方は、そういった費用を支払うことが難しいため、申立てに至らないことがある。後見報酬に対する本市の助成制度が充実すれば、経済的に余裕のない方も申立てができる可能性が高まると考えられるということで回答を社会福祉協議会の方から受けております。それと関連しまして、今回F委員から質問いただきましたのは、この本市の助成制度が充実すれば経済的に余裕のない方も申立てができる可能性が高まるんですけども、生活保護での救済策はないのでしょうか、というご質問でした。こちらの生活保護での救済策ということですが、生活保護制度は国民の最低生活の生活を保障するものということでありますので、例えば生活扶助でいったら生活費が支給されるもの、それについてその分を後見報酬に充てるといようなものではございませんので、直接救済策ということでは難しいと考えております。

F 委員

一番上の質問と一緒になんですけど、申立てが必要にある利用者についてと限定がありますよね。1 番目の時も、特別の支援を要する児童という、そういう環境の方がおられるわけですよね。だから、そういう方に何か手当をされてもいいんじゃないかという単純な発想で、この1 番と6 番、18 ページについては疑問に思ったので質問させてもらいました。特別なそういう支援を要望されている方がおられるわけですよね、現実には。1 番目もそうですよ。もう1 回言います。特別の支援を要する児童でしょ、今の18 ページの場合は、申立てが必要な状態にある利用者という具合に書いてあるんでね、なんか手当ができるか、前の委員会の時も言いましたよね。と思うだけなんです。だから、何かできるのかと。

事務局

成年後見制度につきましては、市長申立ての関係で対象となる方が、今年度5 件申請がございます。対象者については対象範囲の決まった方がおられますが、それ以外の支払い、弁護士さんに対しての後見報酬については、担当の高年介護課において、29 年度から後見報酬に対する助成制度についても実現できないかと検討を進めている状況であります。

事務局

最後の質問ということで26 ページの一番上段です。バリアフリー化の推進で来年度事業計画なしとありますが、障害者からの要望等ありますでしょうか、という質問をいただいております。

現在のところ、具体的な要望等いただいておりますが、使用に際して不便等かけることがありましたら、その都度、検討させていただいて、対応可能なことについては改善を図っていくというかたちで考えております。回答については以上です。

委員長

ありがとうございます。時間の方が、いろいろと議論がございまして過ぎてしまいました。それでは、協議事項1 につきましては、一応終了させていただきまして、協議事項2 第4 期豊岡市障害者福祉計画進捗状況について、事務局の方から願います。

3. 協議事項

(2) 第4 期上半期 豊岡市障害福祉計画の進捗状況について

事務局

<説明>

委員長

はい。進捗状況についての説明がございました。数値的な内容、目を通していただいていると思いますけど、何かご質問、ご指摘等ございますでしょうか。ないようでしたら、一応進捗状況確認したということで、この件については終了したいと思います。

F 委員

2 ページの一番下の実績が 24 年度から 27 年度に比べて利用者数が減っているというのが、なぜかなと単純に思いました。それから、6 ページの移動支援事業、上から 2 つ目のところでグループ支援型は実施されてると、実績として。それでこれも 24 年度から 27 年度にかけて見込み時間数が、2.5 分の 1 くらいまで下がっているのがなぜかなと、どちらも単純に思うわけでして、詳しく私が分かって疑問に思っているわけではありません。

委員長

状況の説明をお願いします。

事務局

まず 2 ページの一番下の自立訓練、生活訓練の数字ですが、平成 26 年度の途中で、生活訓練を行われている事業所が 1 カ所少なくなったという影響がありまして、それが直接数字として減になっているかと考えております。

続きまして 6 ページになります。平成 24 年度から 26 年度までの数字が見込み量ということで高い数字となっていますが、実際には 24 年から 26 年度の実績に基づいて 27 年度第 4 期からの数字を出している関係ございますので、第 4 期の見込みをする際に、見込み違いがあったということで、実際には数字が 27 年度から下がっていると考えていただければと思います。

委員長

よろしいでしょうか。

F 委員

ありがとうございます。

委員長

他にございますでしょうか。特になければ、その他全体、冒頭にも申し上げましたけど、この委員会は今日で最終でございます。全体を通じて委員会のことについても含めて何かご意見なり、ご質問なりございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

D 委員

先ほどの移動支援のところの数値の低くなっていったところで、今の説明があったんですけども、25 年度に豊岡市として移動支援のガイドラインが発表になってますね。実はそのガイドラインをしっかりと守ると、とてもじゃないけどヘルパー利用ができないとかヘルパーがとても支援ができないとか、かなりの縛りができてしまったので、それまで間違っているわけじゃないけども割と使いやすかった部分があったところが、とても使いづらくなってヘルパー事業所から遠く離れたご自宅がある場合には、25 年度から用いられたガイドラインをしっかりと守っていくと、事業所さんも無理ですとなるし、利用者も無理ですとなって、結局お出かけがとてもできなくなってしまった。できにくくなってしまった。今も児童さんやいろんな方が移動支援がとても使いづらくなってしまっていて、ほんとに困ってますという声はよく聞きます。児童の方も、徐々に母子分離を進めて学校の先生たちもいろんなマナー、社会マナーもヘルパーで少しずつ身につけてもらったりもできていたのが、移動支援がほとんど使えなくなったり、使いづらくなったから、そこももうお願

いできないんですよねというような声も聞かれます。

委員長

現場の声としていただきました。サービスの適正化というひとつの形での適正運用も考慮しながら、やはり実際の利用者の声も十分に今後聞き入れていただきながら、サービス利用の方向も見極めていただきたいと思います。

大変時間が短い中での大事な会議ではございましたですけど、一応協議の方につきましては、これをもちまして終了させていただきたいと思います。

副委員長

長時間にわたりまして、また長期間にわたりましてこの策定委員会でいろいろご協議いただきましてありがとうございました。

冒頭にありまじょうに、また新しい豊岡市の障害者計画の策定ということを目の前にしております。今いる委員さんそれぞれ皆さんのお立場で今後も豊岡市の障害者施策に対して、ご理解とご協力賜りますようによろしく願いいたします。今日はどうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

6. 閉会